



さわやか水洗トイレ

改造工事の手引

必ず お読みください

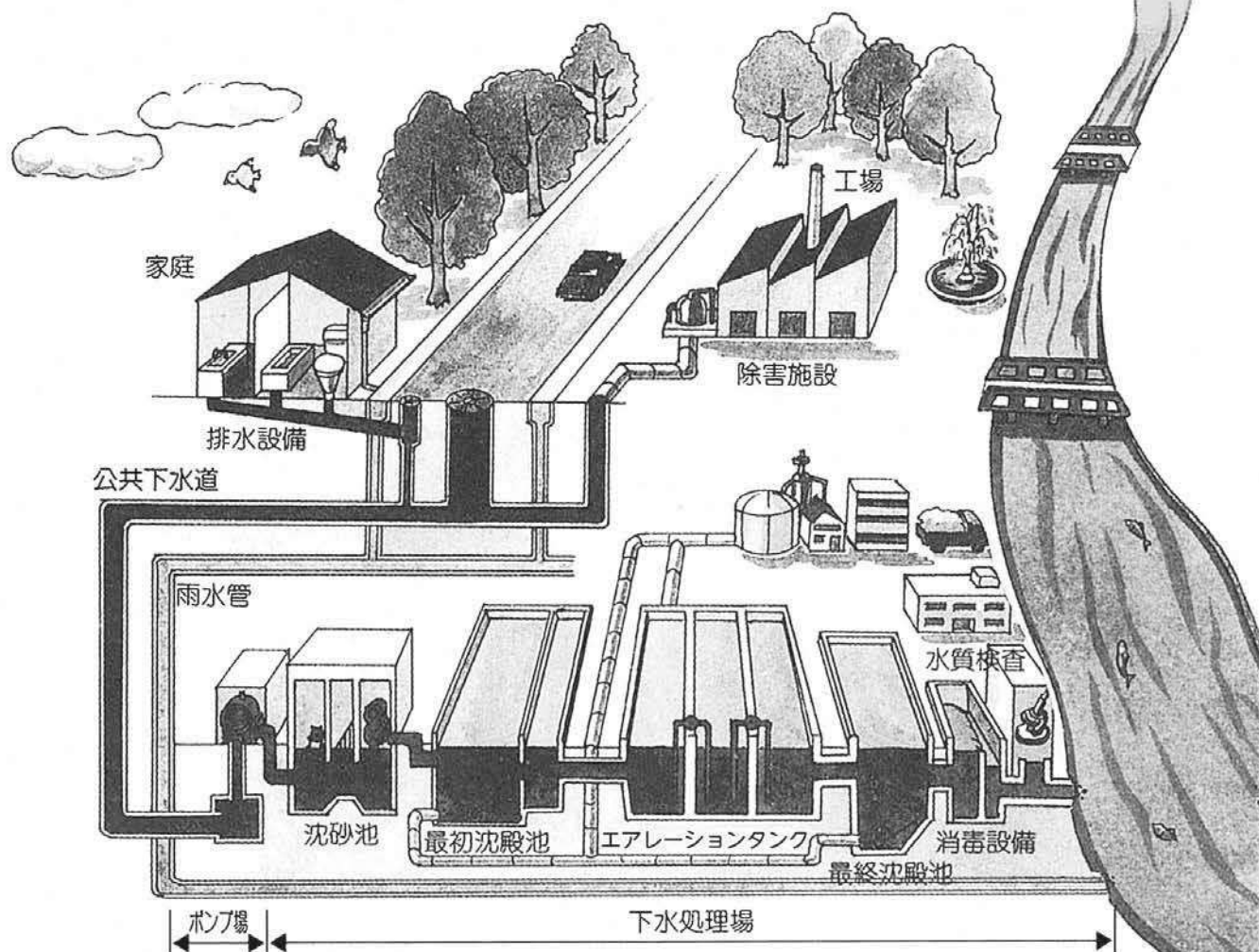
枚方市上下水道局

みんなの下水道

豊かなくらしは きれいな水から

水は生きている 使った水に 新しいいぶきを

みんなで作ろう下水道



公共下水道は、毎日のくらしから出る生活排水や、商店・工場から出る排水をきれいにして、川や海へ戻します。

も く じ

1. 排水設備と公共下水道	2
2. 水洗化（排水設備）工事をするにあたって	3
3. 改造工事の申込みから支払までの手順	4～5
4. 改造工事のあらまし	6～8
5. 改造工事が終わったら	9
6. 排水設備の使用上の注意	10～11
7. 助成制度	12～15
下水道使用料	16
融資あっせん契約金融機関一覧表	17

枚方市下水道排水設備指定工事店について

水洗化（排水設備）工事については各市町村において、指定工事店制度等を採用しています。

本市では指定工事店制度を条例で定め『枚方市の指定工事店』として指定しております。

本市指定工事店以外の業者で施工されますと、市条例違反となるだけでなく助成制度が受けられなくなります。

また、完了検査も受けられませんので必ず『枚方市の指定工事店』で施工していただきますようお願いいたします。



1.排水設備と公共下水道

分流式

枚方市の公共下水道は、便所・台所・風呂・洗濯排水などの汚水は、公共汚水ますに、雨水は道路側溝や雨水管などに流す分流式です。

排水設備

個人の敷地内に、個人の費用で排水管やますを設置し、補修や点検などの管理をしていただく施設です。

公共下水道

枚方市が設置し、管理する下水道で、污水管や公共汚水ます、雨水管などの施設です。

工事は枚方市指定工事店で

排水設備工事は枚方市下水道条例により、枚方市指定工事店以外ではできません。それは、市の基準にあった間違いのない申請及び工事をしていただくためです。
※指定工事店を通じて工事の申請書や補助金等の書類を市に提出します

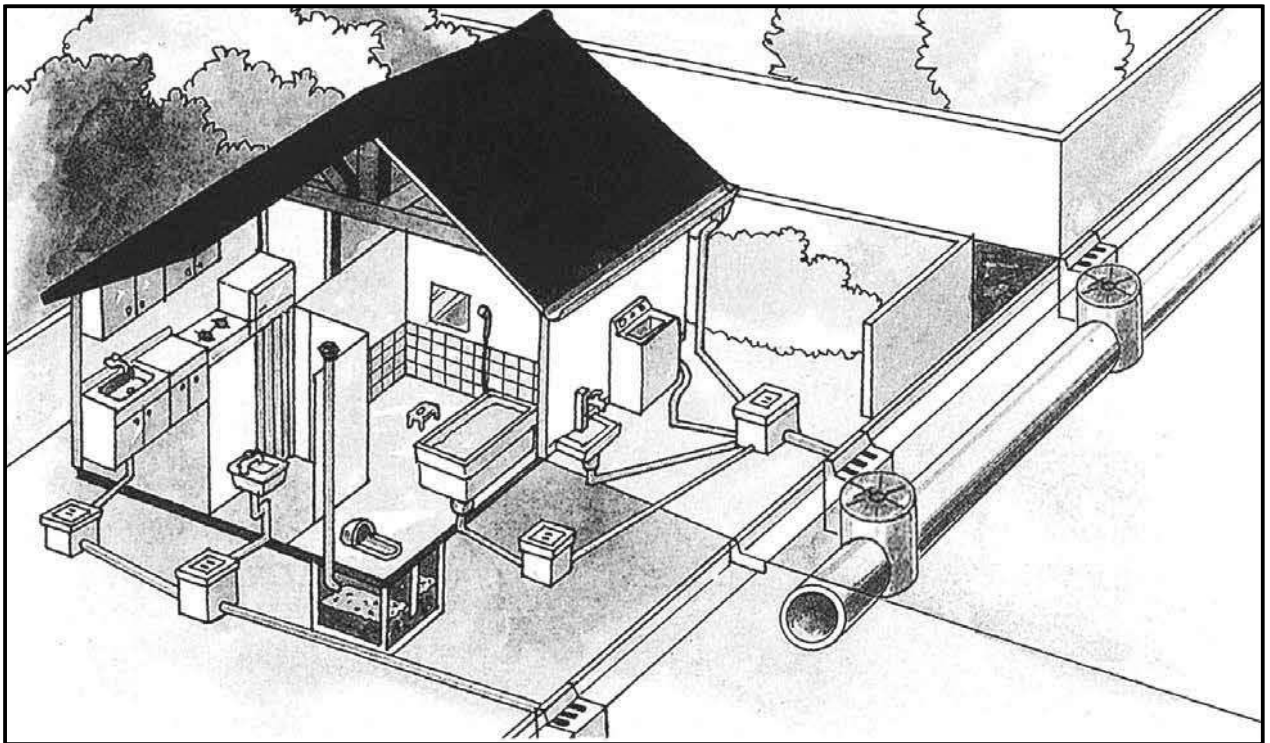
改造工事は3年以内に

公衆衛生の向上や海や川をきれいにするために定められた下水道法や、枚方市下水道条例により、処理区域（水洗便所にできる区域）内になりますと、3年以内に、くみ取り便所を水洗便所に改造しなければなりません。また、し尿浄化槽を廃止し直接污水管に接続しなければなりません。（同時に、台所・洗面・風呂等からの雑排水も污水管に接続しなければなりません。）



2. 水洗化（排水設備）工事をするにあたって

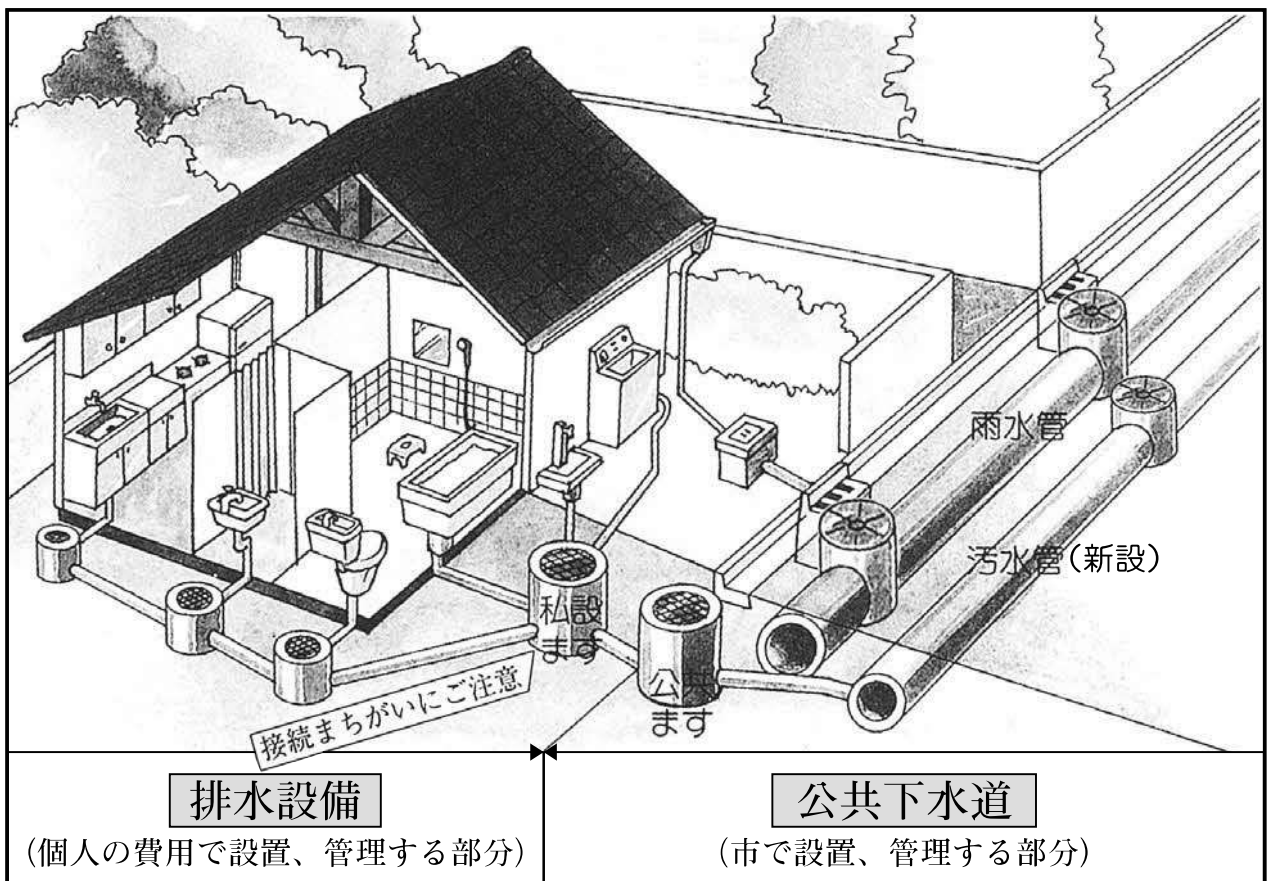
（改造前）



上の図のように汚水と雨水が一緒になって道路側溝などに流れ、付近の環境に悪影響を及ぼしています。

枚方市では、汚水と雨水を別々に流す方式（分流式）の下水道です。このため、下の図のように改造工事をしていただかなければなりません。

（改造後）



3. 改造工事の申込み

(改造工事の手続きは皆さんに)



あなたの工事です。
十分な打合せをして
納得した契約を！

- 便器や工法について
- 改造費用の内容について
- 支払方法について
(融資希望の有無)



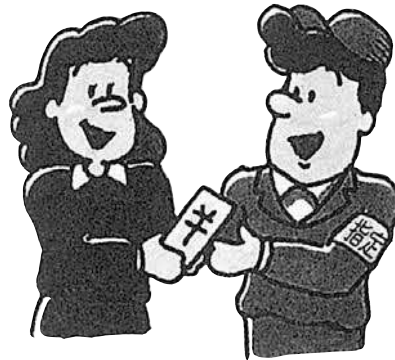
工事の見積り依頼

指定工事店へ依頼
※複数のお店に見積もりを依頼し、
比較・検討すると良いでしょう

現地調査と見積りと契約

工事・支払方法を打合せ後契約
(工事申請・補助金・融資あっせん申込み)
(委任状の添付)

検査完了後に
支払って
ください



工事費の支払

指定工事店へ



あなたが
金融機関で
手続きしてください

融資手続

融資希望(有)

市から融資あっせん額決定通知書を送付
(新たに印鑑証明書が必要)



検査完了

検査済証票
を交付

から支払までの手順

代わって指定工事店が行います)



工事の申請

指定工事店が市へ提出(排水設備計画確認申請書)



申請書類の審査

市が排水設備計画を審査
 ※設計審査手数料が必要
 (給水口径に応じて)

手数料について

水道給水口径 (mm)	13~20	25	40	50	75	100以上
設計審査手数料 (円)	1,500	2,500	5,000	10,000	20,000	40,000
工事検査手数料 (円)	500					

(枚方市下水道条例より抜粋)



工事の実施

工事期間は3~4日



工事の完了検査

皆さん立会いのもと
 誤接続がないことを確認
 ※工事検査手数料が必要



工事完了

指定工事店が市へ提出(完了届等)
 ※工事完了日以降
 下水道使用料を徴収します

4. 改造工事のあらまし

指定工事店への申し込み

枚方市指定工事店であれば、どの工事店に申し込んでいただいても結構です。

なお、工事後のトラブルを避けるためにも、あらかじめ工事の内容や工事費について、十分確認した上で指定工事店に依頼してください。

工事の順序

—くみ取り便所の場合—



便所・台所・浴室などの排水口から公共ますまで、配管やますの設置



便槽の処理



便器のすえつけ



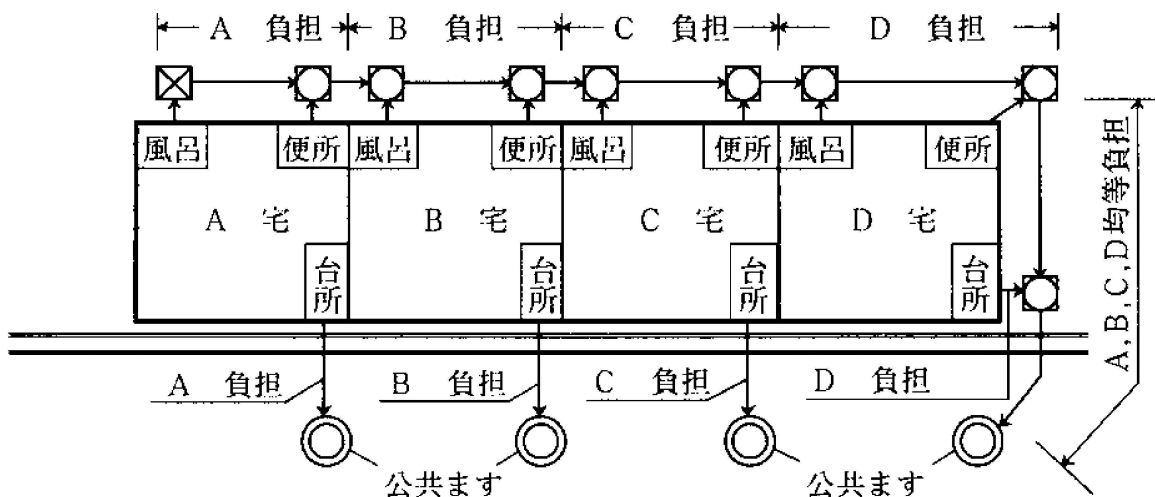
工事に必要な日数は、一般の住宅の場合およそ3～4日で、そのうち便所が使用できないのは半日程度です。

改造工事の施工方法

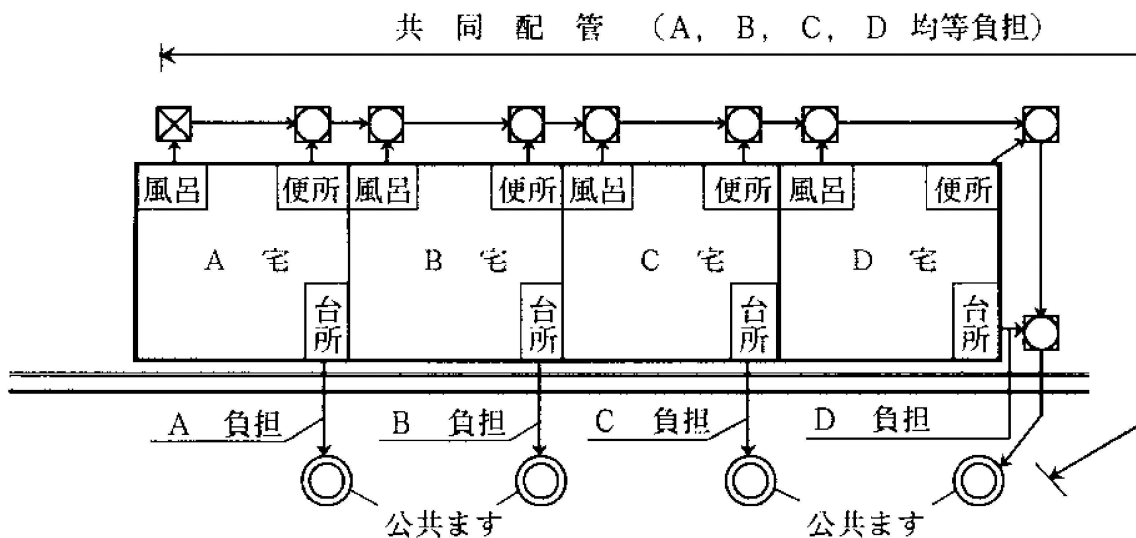
① 所有者の異なる続き棟住宅の施工について

続き棟住宅などで、所有者が異なる建築物の改造工事は、各戸にそれぞれ事情があると思いますが、できるだけ工事の施工時期、費用負担、改造後の維持管理などについて事前に、皆さんでよく話し合っ共同で工事をされることが望ましいと思われま

例-1



例-2



② し尿浄化槽式便所の改造工事の順序について

便所、台所、浴室などの排水口から公共ますまで、配管やますの設置を行います。



浄化槽の廃止(保健衛生課へ廃止届を提出)

一般的な廃止方法は、汚泥のくみ取終了後、内部の装置を取り除き、底部に水抜き用の穴をあけて、土で埋戻しを行います。

※ し尿浄化槽のくみ取りは、皆さんが契約されている浄化槽管理業者へ依頼してください。

工事に必要な日数は、一般の住宅の場合およそ3～4日で、そのうち便所が使用できないのは半日程度です。

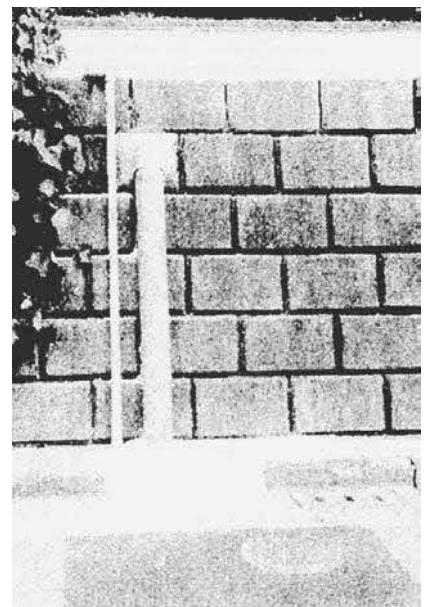
③ 石垣などによって宅地が高い場合の施工について

高さの程度によって異なりますが、宅地内を深く掘り下げて下越しする方法と、石垣などの構造物にそわせて露出配管にする方法の2つが考えられます。

一般的に、構造物の高さが1メートル前後の場合は下越しをする方法が多く、それ以上の場合は、露出配管とする場合が多いようです。

施工時間および費用的には、露出配管とする方法が早くそして安くつきますが、美観を気づかわれるご家庭もあります。どちらにされるかは、指定工事店と工事の費用や内容について十分打ち合わせをしてからお決めください。

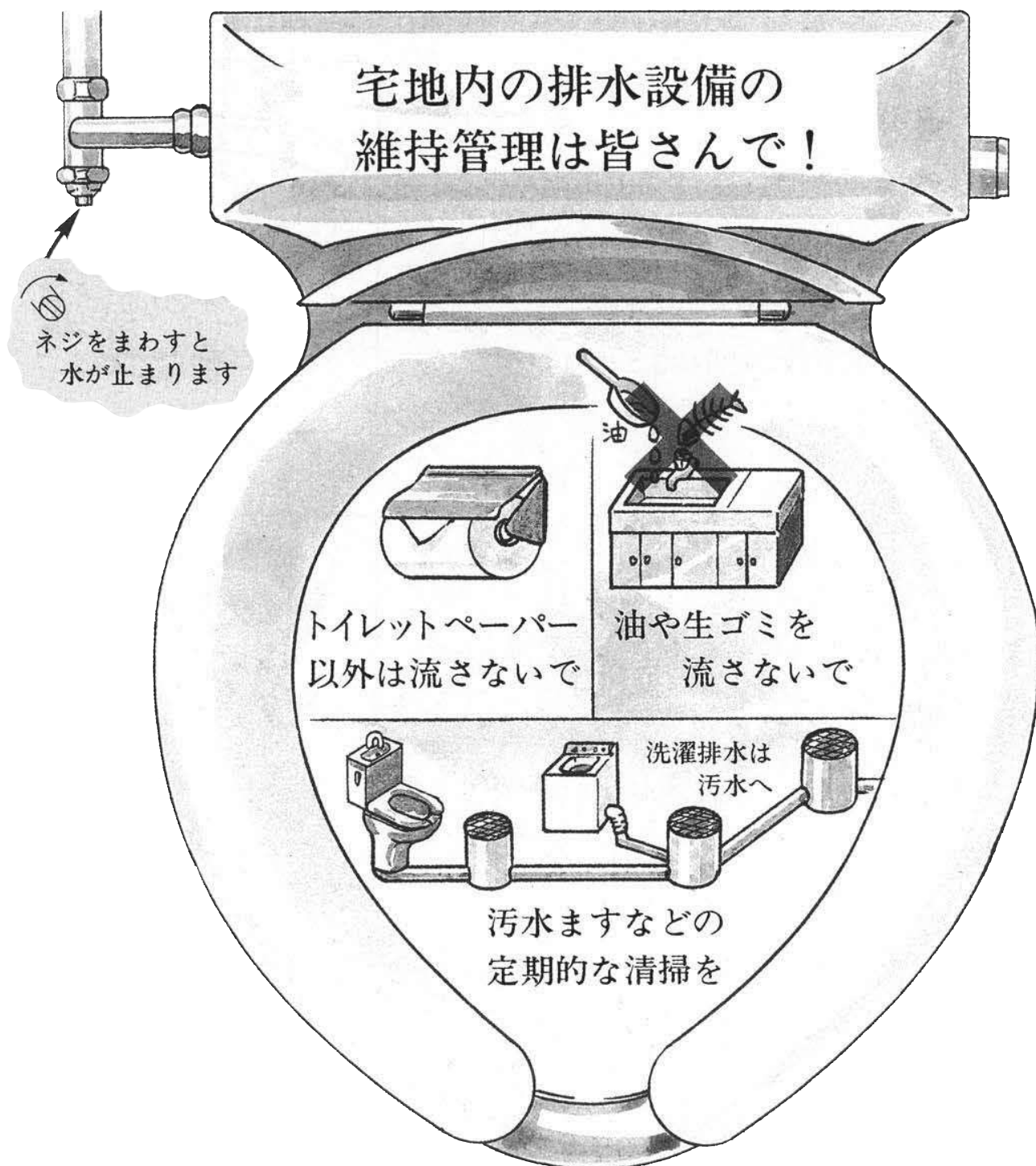
配 列 管



④ その他

改造工事をするにあたり、排水管やますが建築物の外回りに設置するのが困難で床下配管しなければならないご家庭や、従来から使用されている既設の排水管やますが、そのまま使用できるかどうかなど、各ご家庭によりいろいろな場合がありますので、指定工事店と工事の費用や内容について十分打ち合わせをしてから契約してください。

5. 改造工事が終わったら



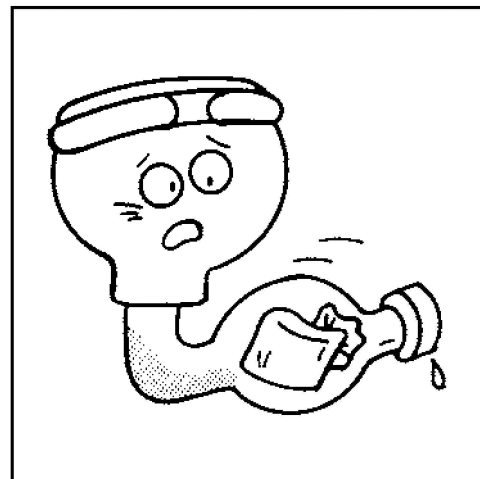
便器、排水管などのつまりや故障の場合は、施工した指定工事店へ依頼してください。

6. 排水設備の使用上の注意

(維持管理は皆さんで)

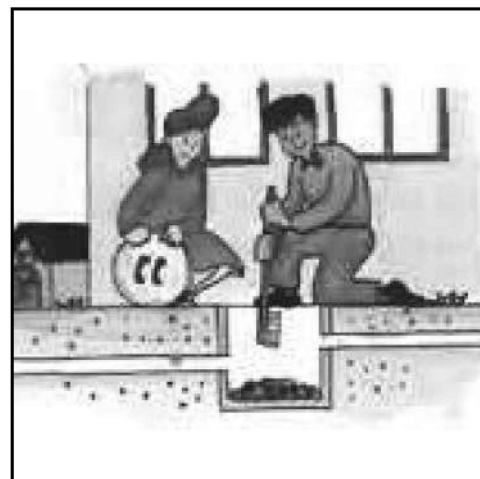
● トイレットペーパー以外は流さないで

容易に溶けるトイレットペーパーを使用しましょう。溶けにくい紙を使用すると、排水管の詰まりや故障の原因となります。タバコ、ビニール製品、ゴム製品、おむつなどの異物は絶対に流さないでください。生理用品などは別の入れ物を準備し、その中に捨てるようにしてください。



● 汚水ますは定期的に清掃を

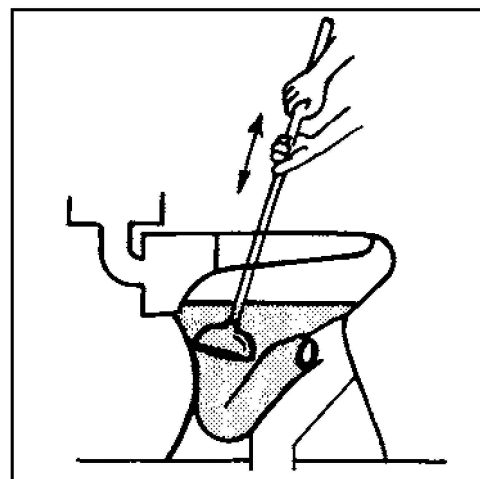
台所や風呂場から汚水が排出される汚水ますには、油やゴミがたまり詰まりやすいので、定期的に清掃してください。



● トイレ・排水管が詰まったら

便器が詰まって流れないときで軽微な場合は、ラバーカップを使えば比較的簡単に直りますので、準備しておかれると便利です。図のように排水口を全部ふさぐようにラバーカップを押しつけて、手前に引いてください。

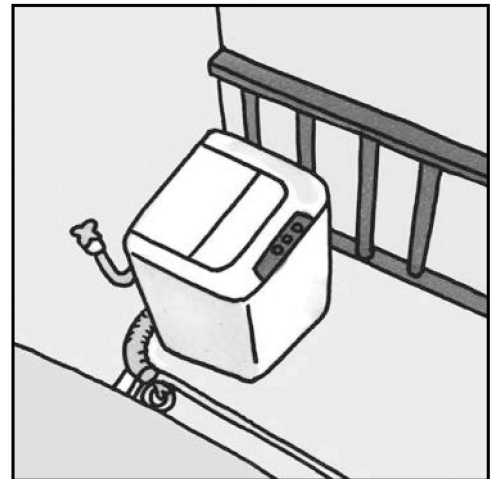
敷地内の排水管が詰まって流れない場合は、改造工事を行った指定工事店に修理を依頼してください。



● 洗濯排水は汚水ますへ

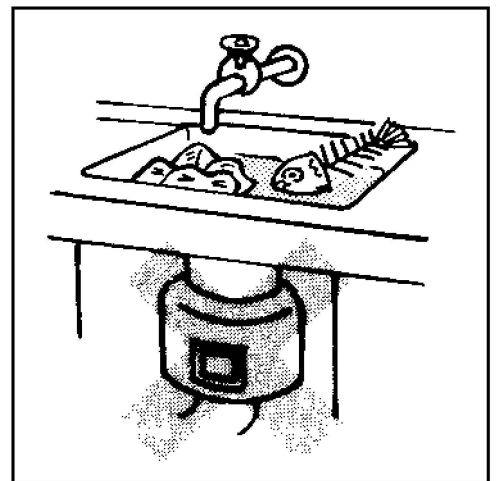
洗濯機は、比較的簡単に移動することができます。移動されても必ず汚水ますに接続するようにし、洗濯排水を側溝などへ流さないでください。

また中高層住宅などで、ベランダに洗濯機を設置される場合がありますが、この場合も必ず汚水管に接続するようにし、洗濯排水は雨トイなどには流さないようにしてください。ベランダに汚水管がない場合は、新設されるかまたは洗濯機を移動されるかして、正しくご使用ください。



● 生ゴミ^{ふんさいき}粉碎機などは使用しないで

生ゴミ粉碎機（単体ディスポーザ等）とは、流し台の排水口に取り付け、台所の生ゴミをモーターで回転する刃で粉々にくだき、水と一っしょに流す装置のことです。この装置を使用されますと、直接下水管にくだかれた生ゴミや油分などが付着し、閉そくの恐れや、悪臭、ガスの発生原因にもなります。また、処理場の負担も大きくなるなど、好ましくありません。本市では、これらのことを考慮し、規則で使用を禁止しています。



※ なお、本市の基準に合致するディスポーザ排水処理システムは適切な維持管理を行う場合、設置は出来ませんが、排水設備の計画確認申請が必要ですので、ご注意下さい。

7. 助 成 制 度

水洗化を促進するために、補助金の交付・融資あっせんの助成制度を設けています。尚、助成制度を利用するには、工事の申請時に指定工事店を通じて手続きが必要です。

補 助 金

下水道の処理区域になった日から、3年以内に改造工事をされた方に補助金を交付しています。

●補助金の交付条件

1. 建物の所有者又は所有者の同意を得た占有者であること
2. 市税や下水道受益者負担金等を滞納(納付期限後の分割納付含む)していないこと
3. 個人所有の建物であること

●補助金の内容

補助金の交付額は、次表のとおりです。

——くみ取り便所を改造する場合——

建築物の形態 改造の期日	1戸建住宅 (続棟住宅を含む)	2階建以上の集合住宅 で各戸に便所を設置しているもの	集合住宅で便所 を共同設置しているもの
処理区域になった日から 1年以内に改造する場合	1戸について 13,000円 ただし、1戸の大便器の数が1を超えるときは、その超える数1につき4,500円を加算する	1戸について 9,000円 ただし、1戸の大便器の数が1を超えるときは、その超える数1につき4,500円を加算する	大便器1個について 9,000円
処理区域になった日から 1年を超え3年以内に改造する場合	1戸について 10,000円 ただし、1戸の大便器の数が1を超えるときは、その超える数1につき3,500円を加算する	1戸について 7,000円 ただし、1戸の大便器の数が1を超えるときは、その超える数1につき3,500円を加算する	大便器1個について 7,000円

—し尿浄化槽式便所を改造する場合—

建築物の形態 改造の期日	1戸建住宅 (続棟住宅を含む)	2階建以上の集合住宅 で各戸に便所を設 置しているもの	集合住宅で便所 を共同設置して いるもの
処理区域になった日から 1年以内に改造する 場合	1戸について 9,000円	1戸について 4,500円 (し尿浄化槽を共同 使用しているもの に限る)	大便器1個につ いて 4,500円
処理区域になった日か ら1年を超え3年以内 に改造する場合	1戸について 7,000円	1戸について 3,500円 (し尿浄化槽を共同 使用しているもの に限る)	大便器1個につ いて 3,500円

区分所有の集合住宅(分譲マンション)について

補助金申請・補助金交付は各戸所有者ごとの申請及び交付となり、管理組合等への一括手続きはできません。また、補助金は改造工事費の9割に相当する額(100円未満は切り捨て)以内となり、上記表の該当欄の記載額を限度とします。

生活保護法に基づく、生活扶助者が所有する建築物の改造工事については、事前にご相談ください。

●申込みは

指定工事店へ依頼されますと業者は工事申請といっしょに市への申請の代行をいたします。

●受取り方法は

検査完了後、市から決定通知書を送付します。

検査完了後、およそ1ヶ月半で皆さんの指定された口座に振り込みます。

融資あっせん

融資を希望される方には、融資あっせん契約金融機関（P 17 参照）に融資のあっせんを行っています。（希望される方はご自分で選ばれた指定工事店に最初に「融資利用」の旨を伝えてください。）

●融資あっせんの条件

1. 建物の所有者又は所有者の同意を得た占有者であること
2. 市税や下水道受益者負担金等を滞納（納付期限後の分割納付含む）していないこと
3. 同居以外で独立した生計を営む連帯保証人があること
4. 個人所有の建物であること

●皆さんで用意していただく書類

1. 市へ申請時
 - ・印鑑証明書 本人－1 通・連帯保証人－1 通
2. 金融機関へ手続き時
 - ・印鑑証明書 本人－1 通（市から融資の書類が届いてからご用意下さい。）

●融資あっせん額の内容

融資のあっせんを受けられる額は、改造工事費の9割に相当する額（1,000円未満の端数は切り捨て）以内で、下表が限度額となっています。

——くみ取り便所を改造する場合——

1戸建住宅 (続棟住宅を含む)	2階建以上の集合住宅で 各戸に便所を設置しているもの	集合住宅で便所 を共同設置して いるもの	左記以外のもの
1戸について 450,000円 ただし、1戸の大便器の 数が1を超えるときは、 その超える数1につき 100,000円を加算する	1戸について 300,000円 ただし、1戸の大便器の 数が1を超えるときは、 その超える数1につき 100,000円を加算する	大便器1個につ いて 300,000円	1戸について 400,000円

——し尿浄化槽式便所を改造する場合——

1戸建住宅 (続棟住宅を含む)	2階建以上の集合住宅で 各戸に便所を設置してい るもの	集合住宅で便所 を共同設置して いるもの	左記以外のもの
1戸について 350,000円	1戸について 200,000円 (し尿浄化槽を共同使用 しているものに限る)	大便器1個につ いて 200,000円	1戸について 300,000円

利率	償還方法
年利 1.3% (令和5年 4月現在)	24か月または36か月 元利均等償還 (翌月から)

(注) 金融情勢の変動により、融資利率が
変わることがあります。

●申込みは

指定工事店へ依頼されますと業者は工事申請といっしょに市へ申請の代行をいたします。

※ 工事申請書を提出された以後は、融資あっせんの申請は受付できません。

●改造工事費の支払いは

検査完了後、市から決定通知書を送付しますので、申請者自らがすみやかに金融機関で借入手続きを行い、借入された後指定工事店へ支払ってください。

下水道使用料

排水設備を設置し、公共下水道の使用を開始すると水道水の使用水量に応じて、下水道使用料をお支払いいただくことになります。

下水道使用料は、一般家庭においては水道料金と合わせて、2ヶ月ごとに徴収します。

上・下水道料金早見表（給水口径13mm～25mm）は下表のとおりです。

※給水口径40mm以上の上・下水道料金については、枚方市上下水道局のホームページをご覧ください。

（一般用2か月分 給水口径13mmから25mm）

（単位：円 10%消費税込み）

使用水量	水道料金	下水道使用料	合計	使用水量	水道料金	下水道使用料	合計
0	1,452	1,688	3,140	35	3,930	4,498	8,428
1	1,456	1,693	3,149	36	4,060	4,646	8,706
2	1,460	1,698	3,158	37	4,190	4,793	8,983
3	1,464	1,702	3,166	38	4,320	4,940	9,260
4	1,468	1,706	3,174	39	4,450	5,088	9,538
5	1,473	1,711	3,184	40	4,580	5,236	9,816
6	1,478	1,716	3,194	41	4,735	5,424	10,159
7	1,482	1,720	3,202	42	4,890	5,612	10,502
8	1,486	1,724	3,210	43	5,045	5,800	10,845
9	1,491	1,728	3,219	44	5,200	5,988	11,188
10	1,496	1,732	3,228	45	5,355	6,176	11,531
11	1,500	1,737	3,237	46	5,510	6,364	11,874
12	1,504	1,742	3,246	47	5,665	6,552	12,217
13	1,508	1,746	3,254	48	5,820	6,740	12,560
14	1,512	1,750	3,262	49	5,975	6,928	12,903
15	1,517	1,755	3,272	50	6,130	7,116	13,246
16	1,522	1,760	3,282	51	6,285	7,304	13,589
17	1,637	1,892	3,529	52	6,440	7,492	13,932
18	1,752	2,024	3,776	53	6,595	7,680	14,275
19	1,868	2,156	4,024	54	6,750	7,868	14,618
20	1,984	2,288	4,272	55	6,906	8,056	14,962
21	2,114	2,435	4,549	56	7,062	8,244	15,306
22	2,244	2,582	4,826	57	7,217	8,432	15,649
23	2,373	2,729	5,102	58	7,372	8,620	15,992
24	2,502	2,876	5,378	59	7,527	8,809	16,336
25	2,632	3,024	5,656	60	7,682	8,998	16,680
26	2,762	3,172	5,934	61	7,879	9,229	17,108
27	2,892	3,319	6,211	62	8,076	9,460	17,536
28	3,022	3,466	6,488	63	8,273	9,691	17,964
29	3,152	3,614	6,766	64	8,470	9,922	18,392
30	3,282	3,762	7,044	65	8,666	10,153	18,819
31	3,412	3,909	7,321	66	8,862	10,384	19,246
32	3,542	4,056	7,598	67	9,059	10,615	19,674
33	3,671	4,203	7,874	68	9,256	10,846	20,102
34	3,800	4,350	8,150	69	9,453	11,077	20,530
				70	9,650	11,308	20,958

（令和5年4月現在）

融資あっせん契約金融機関一覧表

金融機関名	支店名	住 所	T E L
関西みらい銀行	枚方中央	大垣内町2丁目7-6	841-2086
	枚方		
	牧野	牧野本町1丁目22-18	857-6165
	津田	津田駅前1丁目26-2	858-6101
京都銀行	長尾	長尾元町5丁目24-1	867-2312
	枚方	中宮本町2-15	847-8851
	牧野	牧野阪2丁目6-1	856-1411
	くずは	楠葉並木2丁目2-7	857-3311
滋賀銀行	津田	津田西町2丁目33-12	858-7111
	牧野	牧野本町1丁目21-15	851-3251
大同信用組合	枚方	渚南町26-31	849-5221
りそな銀行	枚方	岡東町12-2	846-2221
	香里	香里ヶ丘3丁目13	854-0325
	くずは	楠葉花園町12-5	855-2811
枚方信用金庫	本店	岡東町14-36	841-1171
	牧野	牧野阪2丁目9-15-103	856-1531
	くずは	楠葉花園町12-2	856-8601
	枚方公園前	堤町3-24	843-5137
	家具町	長尾家具町1丁目7-11	868-5111
	津田	津田駅前1丁目2-2	859-0101
	光善寺駅前	北中振2丁目1-24	834-8811
	甲斐田	甲斐田東町1-12	840-3588
	星丘	星丘2丁目22-47	840-1250
	長尾	長尾荒阪1丁目3866-6	850-0112
	東香里	高田2丁目25-50	852-7001

(令和5年4月現在)

○改造工事に関するお問い合わせ

下水道管理課 排水設備担当

TEL 072-848-5565



枚方市上下水道局
イメージキャラクター「アクリン」

水洗便所への改造工事は3年以内に

発行／枚方市上下水道局 上下水道部 下水道管理課

TEL 072(848) 5565(直通)

FAX 072(847) 8846

発行年月／令和5年4月